



（左側から順に）松前 江里子（日本公認会計士協会テクニカルディレクター（非営利担当））／稲垣 正人（日本公認会計士協会常務理事）／高角 健志（内閣府公益認定等委員会事務局次長）／北川 修（内閣府公益認定等委員会事務局次長）／田中 規倫（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）／篠原 量紗（文部科学省高等教育局私学部参事官付私学経営支援企画室長）／菅田 裕之（日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長） ※ 敬称略。登壇者の所属、役職はセミナー開催時点のものです。



日本公認会計士協会 非営利法人委員会主催セミナー

サステナブルな非営利組織を目指して

『すすむ公益法人・社会福祉法人・学校法人の制度改革』

～公益法人制度改革の方向性と非営利組織モデル会計基準の役割～（前編）

日本公認会計士協会非営利グループ テクニカルディレクター（非営利担当） **まつまえ えりこ**
松前 江里子

日本公認会計士協会非営利法人委員会では、令和6年6月5日に会員及び一般の方向けに「サステナブルな非営利組織を目指して『すすむ公益法人・社会福祉法人・学校法人の制度改革』～公益法人制度改革の方向性と非営利組織モデル会計基準の役割～」というテーマを掲げ、セミナーを開催しました。会場及びオンライン合わせて約800名の方に参加いただき、盛会のうちに終了いたしました。本セミナーは、令和7年4月施行予定となっている、公益法人制度改革、学校法人制度改革を契機として、会員及び一般の関係者に、制度改革の趣旨を紹介することに加えて、当協会が、制度改革に参加する一員として、非営利組織モデル会計基準がどのような役割を果たしていくか等を、パネルディスカッションを通して、関係者と共有していくことを目的としたものです。パネルディスカッションでは、内閣府公益認定等委員会事務局、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、文部科学省高等教育局私学部参事官付私学経営支援企画室の皆様に登壇いただき、制度に直接かわる方々の声を届けることに主眼を置きました。なお、本誌では、当日の発表を本号と次号の2回に分けて掲載します。本号では、本セミナーのサブテーマである、公益法人制度改革の方向性に関する第一部及び非営利組織モデル会計基準の役割に関する第二部について、講演の内容を紹介いたします。次号では、第三部のパネルディスカッションにつきまして紹介いたします。

1. 第1部 基調講演「新公益法人制度が目指すもの」

(説明者：内閣府公益認定等委員会事務局長 北川 修氏)

(1) 制度改革の目的、公益二法

本日は、公益法人やいろいろな法人の皆様にご参加いただき、大変ありがたいと思っております。

つい先日、5月14日、公益法人認定法の改正案と公益信託法の全部改正案、この2本が、衆議院本会議において全会一致で成立いたしました。既に公布されていまして、令和7年度からの新公益法人法の施行及び令和8年度からの新公益信託法の施行に向けて、諸準備を進めているという状況です。

本日は、法律の細かな内容というよりも、こういった制度改革を担当してきた者として、私の感じる意義や経緯などをお話しさせていただきたいと思っております。

まず、今回の改革ですが、現行の公益法人制度及び一般法人制度を創設した2006年改革以来の2度目の改革となります。私が2年前に公益法人行政担当に戻ってきまして、この動きをどう捉えていたかと申しますと、個人的な感想ですが、2006年改革の宿題をしに戻ってきたという思いでした。2006年改革時の「官から民へ」というスローガンの下、公益法人・一般法人というツールが、実際にも民間の社会貢献ツールとして根づいてきたという中で、いつまでも2006年当時の、ともすれば官僚バッシング的で法人性悪説的なフィルターをひきずったままでよいのだろうか、将来に向けてより前向きに民間公益を増進していくという観点から、制度をサステナブルなものにしていけないのではないかという思いであります。そういうことで、2006年の宿題をしにきたという思いで取り組んでまいりました。



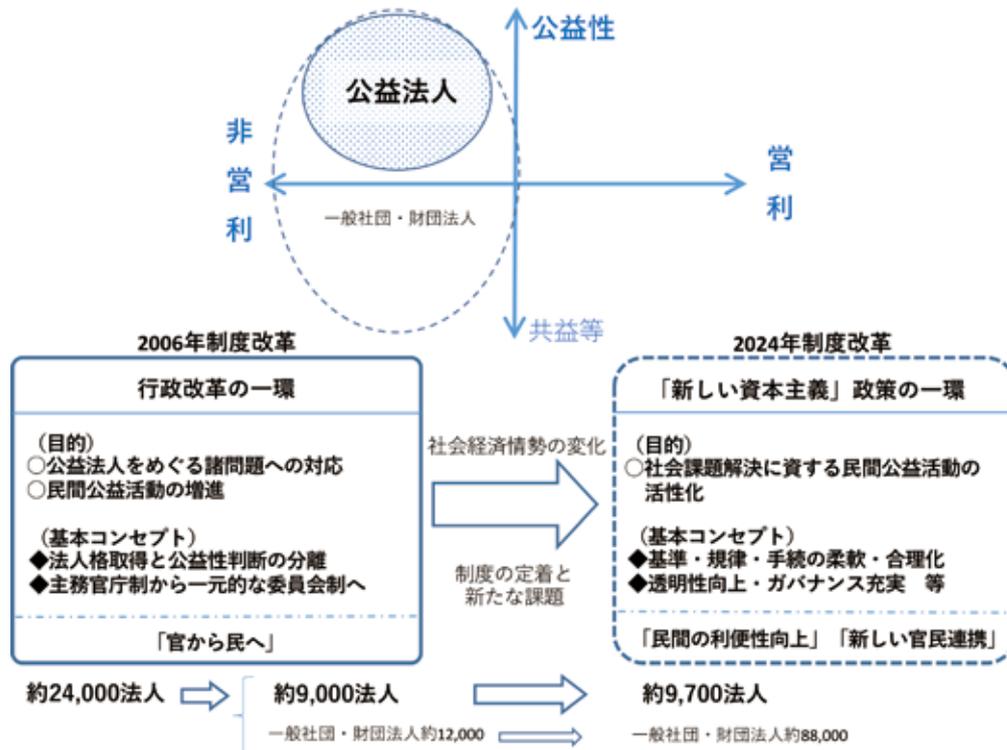
北川 修氏



2006年公益法人制度改革

2006年制度改革を少し振り返ってみますと、当時よく使っていたのが図1の上の図で、「公益性」の軸と「営利／非営利」の軸で物事を理解しようとしていました。2006年制度改革の前夜、明治民法の公益法人の規定では、x y軸的な整理も不明瞭な主務官庁による自由裁量制の下で、公益法人となっていたものには、実際上、営利的な性格の強いものや共益的な性格の強いものも混在していました。

図1 資料「2006年制度改革と2004年制度改革」



そのような状況を、公益法人は「非営利かつ公益」のものと明確に整理したのが2006年制度改革です。法律的には、「非営利」とは、利益分配や残余財産の請求権がない、財産に対する持分権がないものという整理で、営利・非営利の区別はわりと明確ですが、実態上は、財産が私的領域に実質的に流出しているのではないかと観察されることもあります。

公益か非公益かというのも、本質的には連続的なものですが、どこかで線を引かないといけないということで、公益法人においては、「公益目的事業」という概念を作りまして、その公益目的事業がその法人の「主たる目的」であって、50%以上のシェアを占めているという、ある種、道具的・技術的な概念で線を引こうとしたものです。そしてこの線を超えるか否かというのは、主務大臣・主務官庁の裁量ではなく、民間有識者からなる合議制の機関が、一定の客観性・合理性をもって、法律に明記された基準の適合性について判断するという枠組みにしました。公益法人を図1の「非営利・公益性」の象限に純化し、2万4,000だった法人数が9,000になりました。一般法人に移行する法人や営利転換する法人などが1万以上あったわけです。

こういった改革でしたが、その政治的な推進力になったのは、改革前の公益法人に対する批判的な目線でありました。2000年代初頭の行革・構造改革の時代の空気感は、なかなか厳しいものがありました。官僚バッシングの延長で、いわゆる「官製公益法人」に対するバッシングは強く、2006年制度改革は、そういった時代背景を反映している面があります。2006年制度改革によって新公益法人は約9,000法人に整理され、その後も民間法人としての活動が根つき、将来に向けてのさらなる展開を考えようというときに、そういうフィルターにいつまでも縛られていてよいのかというのが私の思いです。

2006年制度改革は、総論で「明治来110年ぶりの大改革」で「民による公益の増進」を目指すと謳っていました。このフレーズは、私が好んで使っていた表現でして、内向きなバッシングはもうやめて、将来を向いて進もうというメッセージのつもりでした。この改革を

めぐっているいろいろな意見がある中、この最初の1行は「竜頭蛇尾」ではないかという意見もあることは否めないと思います。公益法人認定法は、民間公益増進のための一つのツールとして非営利法人に行政が「公益認定」という仕組みで、民間公益増進という「政策」を「推進」という色合いはあまり濃くはないという感があります。

2006年制度改革は「公益三法」からなります。誰でも簡単に、非営利であることだけをもって、登記で法人をつくれるようにする、いわゆる「1階」の法律と、その「1階」の法人の中から、公益性ありと自己申告してきて認められた法人は公益法人になるという「2階」の法律、そして、この二つの新しい制度に、明治来の既存の民法法人をどう適合させていくかという、「移行」の仕組み等を定める「整備法」です。この3本の法案はそれぞれチームに分かれて議論しており、私は総論を担当するとともに、移行・整備法の条文を実際に担当していました。この三法案を作るチームは、内閣官房に各省庁や民間から俊英を集めて形成していましたが、その人たちが、公益法人の実態についてどれだけ知っていたかという、私の主観になりますが、必ずしも十分な知識・経験を有していたわけではないという面もあったのではないかと思います。整備法チームは、何十件かの法人を訪問してヒアリングしたことによって、少し足腰が強くなったのではないかと思います。そこで、5年の移行期間や公益目的支出計画など、ユニークな設計も生まれました。約2万4,000あった公益法人の半数以上から既得権を奪うことになる歴史的な大改革なわけで、円滑な新制度への「移行」は、きわめて重要な課題であったということです。

2006年制度改革は、まずは「公益法人をめぐる諸問題」にけりをつけるという課題があるとともに、阪神・淡路大震災等を契機に議員立法でできた特定非営利活動促進法等といった民間のソーシャルセクターを厚くしていこうという新しい課題の要素も加味し、複合的な目的を持っていました。

そういった改革でしたが、改革の当事者たち、オリジネーターたちの思いは、その後、正しく継承されていったのか。制度が定着して根付くにつれて、えてして行政運営は、「木を見て森を見ず」という方向に働いていき、しまいには、「木の枝ぶりばかりを見て、森が何だったかを見失った」という状態になっていないだろうか。私が2年前の6月、事務局長に就任した時点で、個人的には、公益法人行政の先行きがかなりみえなくなっていたと思います。

2006年制度改革は社会に根付いてきました。民間ソーシャル活動の振興の重要度というのは、時代を追うにつれてますます上がる一方です。法人性悪説的なフィルターがなきにしもあらずで、ゆえに法人の継続性や発展・拡大再生産性について、あまり明確に位置付けていなかった2006年制度改革は、将来に向けてどうなのか。制度のサステナビリティの視点が不足しているというのが私の思いです。

一方では、公益法人をめぐる不祥事というものが後をたたないというのも事実です。100人いて95人が良いことを行っていることはあまり注目されませんが、一人、二人が悪いことを行うと政治的イシューになります。与党からの提言もありましたが、公益法人のガバナンスは強化しなければいけないという動きがありました。

また、他方、コロナ禍による法人の経営不安が表れてきて、2006年制度改革に継続性・発展可能性という面での手当てが薄かったということもあって、課題が顕在化してきました。結局ガバナンス強化の法制化は、たなざらし状態にありました。

もう一方では、「公益信託」にも動きがありました。公益信託制度は、大正時代の古い法律の下、主務官庁の自由裁量制のままであり、これを2006年に公益法人制度のようにリニューアルしてもよかったわけですが、諸事情あって2006年制度改革に乗り遅れました。これを、どうやって公益法人制度と整合的にキャッチアップしていこうかという議論がなされていました。

このように、複数の制度上の課題がスタックしているところに、新たな機動力・推進力をもたらしたのが、「新しい資本主義」という現内閣の考え方です。

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」開催

「新しい資本主義」自体は、2000年代初頭の行政改革・構造改革のときの新自由主義的な、「官から民へ」、市場に任せた方が一番うまくいくのだという思想に一定の修正を加えようという方向で、民間営利部門や行政だけでなく民間ソーシャルセクターも大事で、新しい官民のパートナーシップを再構築すべきであるというものです。今日の話として「社会課題解決」とワーディングは変えていますが、昔からいっていることにそう変わりはないと思います。社会や価値観が、より多様化・複雑化し、不確実性が増している中で、社

会課題解決へのニーズは上がっており、インパクトスタートアップというものを勃興していこう、そのための資金循環を活性化していこうといった、「新しい資本主義」の方向にフィットする「公益制度改革」ということです。

政府上層部で公益制度改革についてほしいような方向感でいこうということになりましたので、検討の舞台として、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」といいます。）を開催しました。こういった経緯を経て、国会でもほぼ全会一致で成立するという帰結をみました。2年前には、こんな帰結があるということは何人の人が想像できただろうかと感慨があります。

有識者会議スタート時は、法人界、経済界や関係団体、それぞれの思惑があったでしょうし、探り合いの観がありました。有識者会議の途中ぐらいで、担当する大臣として後藤茂之先生が着任されました。後藤大臣は、2006年の公益法人制度を創設した中心人物であった方です。こういう何か不思議な人材配置の妙というのもあり、改革は強力な推進力を得て実現性が大いに増していきました。令和4年の年末に有識者会議の中間報告を総理に説明し、法案の国会提出に向け進めていこうとされた以降は、それを具体的に肉付けしていく過程でした。

まずは、入り口の2022年6月の閣議決定です。「民間の利便性向上の観点から、既存の法人形態の改革も検討」することとされました。営利企業から公益・社会課題解決にアプローチする新しい法制の検討と、既存の社団・財団法人制度の改革の検討、この二本が併記されています。

有識者会議の議論の経緯として、何度か分水嶺のような節目がありました。まず最初に、内閣府の山際大志郎大臣から、「法人の自由や成長とガバナンスや透明性は車の両輪」であるという、議論の方向感を示してもらいました。第4回で、「収支相償」や「遊休財産規制」について、事務局の試案を提示したあたりも分水嶺であったかと思います。

図2は、出口の閣議決定です。有識者会議の最終報告に基づいて、公益法人制度改革と公益信託制度改革を併せて行い、令和6年常会に法案の国会提出を図るということを政府として意思決定したものです。

図2 資料「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）（抄）」

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進 (インパクト投資の促進)

インパクト投資の促進等を通じ社会的起業家（インパクトスタートアップ）への支援を強化し、社会的起業家のエコシステムの整備を図る。社会的起業家の認証制度を早期に創設し、認証企業に対し公共調達への優遇措置を導入する。民間で公的役割を担う新たな法人形態について検討を進める。**寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直し（注）を行う。**休眠預金等活用制度における出資の実現に向けた取組を進める。複数年度の案件形成支援や予算の戦略的活用により、SIBを含む成果連動型民間委託契約方式（PFS）の一層の拡大を図る。インパクト投資の普及に向けた基本的指針を年度内に策定し、インパクト指標や事例等を具体化するコンソーシアムの設置について必要な措置を講ずる。また、専門家派遣事業等の検討、個人投資家とつなぐピークルの早期の枠組み整備などインパクト投資促進のための総合的な支援策を推進する。

（注）「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」（令和5年6月2日）に基づく。

4. 包摂社会の実現

(共生・共助社会づくり)

(略) 寄附やベンチャー・フィランソフイーを促進するなど公的役割を担う民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展を図る。**公益社団・財団法人制度を改革するため、2024年通常国会への関連法案（注）の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。**伴走支援の充実等の休眠預金等活用法施行5年後の見直しに即してその円滑な実施に取り組むとともに、社会経済情勢の変化に応じ機動的な休眠預金の活用を図る。NPO法に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人の活動促進に向けた環境整備を進めるとともに、地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活用など官民による協働の促進を図る。

（注）「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」（令和5年6月2日）に基づく。

図3は、昨年末の税制改正要望の結果であり、改革の重要なパーツです。

図3 資料【令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日）】公益法人・公益信託制度改革

公益法人
<p>【公益法人制度改革に当たり、現行の税制措置の維持等を要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 収支相償原則の見直し等の公益法人制度改革が行われた後も、公益社団法人及び公益財団法人に講じられている措置を引き続き認める。【法人税等】 ➢ 公益法人の解散等の際、みなし譲渡所得税非課税となる財産の贈与対象に、新しい公益信託を追加する。【所得税】
公益信託
<p>【公益法人制度と整合的な新公益信託制度について、公益法人並みの税制とするための所要の措置を要望】 <small>（法務省と共同要望）</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公益信託法の改正を前提に、新公益信託制度の下で認可されたすべての公益信託が公益法人並みの税制優遇を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益信託の信託財産に係る収益・費用及び借費については非課税とする。【法人税・所得税・個人住民税・法人住民税・事業税】 ・ 公益信託の信託財産として拠出された財産について、特定公益増進法人に対する寄附金と同様の別枠の損金算入限度額の対象及び寄附金控除の対象とする。【法人税・所得税・個人住民税・法人住民税・事業税】 ・ 公益法人等に対して金銭以外の財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、対象に公益信託を追加する。【所得税】 ・ 公益信託の信託財産とするために相続財産を拠出した場合について、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とする。【相続税】 ・ 受託者の法人・個人に関わらず、個人が公益信託から学資に充てるため給付を受けた財産について、非課税とする。【所得税・贈与税】 ・ 公益信託認可を受けた公益信託の契約書に係る印紙税を非課税とする。【印紙税】 等

公益法人に対する税制上の措置は、「収支相償」や「遊休財産規制」等という現行の制度設計を「前提」としたのですが、これらの制度改革後も、その取扱いを引き続き認めるという画期的な内容です。

また、地味にみえますが、公益信託の方も、歴史的・画期的な話です。現行の公益信託は、その中は3階構造になっていて、3階部分だけ公益法人並みの税制優遇を受けるということになっていますが、新しい制度において、民間合議制機関の審議を経て公益信託と認められたものは、公益法人と並ぶの税制措置を受けるといった内容です。例えば、高齢者になって自分の資産をどうするかというときに、公益財団法人を創るのは大変だが、公益信託なら比較的手軽に設定でき自分の名前も残せるということで、今後、選択肢として大きな可能性を秘めているものだと思います。現時点で、公益信託の活用は低調ですが、制度を抜本的にリニューアルし、十分に周知広報して、社会環境を整備すれば、その活用件数は何倍増という、民間公益・民間ソーシャルの起爆剤の一つになるというぐらいの期待を込めているところです。

法案の概要は割愛いたしますが、有識者会議の最終報告に示した改革内容のうち法律によって手当てすべき事項を、実質的に後退させずに法律条文化したというものです。

図4（次頁）として、国会審議の雰囲気をお伝えするために、衆・参の内閣委員会における附帯決議を付けました。この附帯決議に記されているようなことが議論されていたということです。衆・参の内閣委員会で、それぞれ半日ぐらいの審議で、衆・参とも委員会は全会一致で可決でした。2006年は野党の一部は反対、今回は全部賛成で、感慨深いものでした。

もとより、附帯決議の内容は十分留意してまいります。

図4 資料「認定法改正法及び新公益信託法に対する付帯決議」

衆・内閣委（令和6年5月10日）	参・内閣委（令和6年4月4日）
<p>政府は、両法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について適宜なきき期すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公益法人制度及び公益信託制度を中心とした民間による公益活動の一層の活性化のため、両法の趣旨、新たな税制措置の内容等について、関係者を始め広く国民に対し周知徹底を図るとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、両法施行後五年を目途としてそれぞれ必要な見直しを行うこと。 過去に公益法人の不祥事が相次いだことに鑑み、不適切な事案に対する行政庁による監督等を厳格に行うとともに、公益信託に対する監督等についても公益法人と共通の行政庁が担う制度と改めることを踏まえ、両制度に係る監督等が透明性を確保しつつ迅速かつ的確に実施されるよう、国の体制強化を図るとともに、自治体の体制強化のための必要な支援を行うこと。 公益法人の財務規律に係る判定、公益信託の認可等について、全国を通じて統一かつ透明性の高いものとするために、都道府県に対して情報提供等を行うなど必要な措置を講ずること。 公益法人における財務情報の開示、自律的なガバナンスの充実等に係る措置の実施に伴う事務手続や人材確保等について、小規模の公益法人等に対し必要な支援に努めること。 改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく内閣府令等の策定に当たっては、公益法人の関係者を含め広く国民から意見を聴取し、運営実態等を十分踏まえること。 既存の公益信託の新たな制度への円滑な移行が図られるよう、公益信託の関係者の意向や運営実態等を十分踏まえ、適切な措置を講ずること。 	<p>政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公益法人制度及び公益信託制度を中心とした民間による公益活動の一層の活性化のため、両法の趣旨、新たな税制措置の内容等について、関係者を始め広く国民に対し周知徹底を図るとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、両法施行後五年を目途としてそれぞれ必要な見直しを行うこと。 過去に公益法人の不祥事が相次いだことに鑑み、不適切な事案に対する行政庁による監督等を厳格に行うとともに、公益信託に対する監督等についても公益法人と共通の行政庁が担う制度と改めることを踏まえ、両制度に係る監督等が透明性を確保しつつ迅速かつ的確に実施されるよう、体制の充実を努めること。 公益法人の財務規律に係る判定、公益信託の認可等について、全国を通じて統一かつ透明性の高いものとするために、都道府県に対して情報提供等を行うなど必要な措置を講ずること。 公益法人における財務情報の開示、自律的なガバナンスの充実等に係る措置の実施に伴う事務手続や人材確保等について、小規模の公益法人等に対し必要な支援に努めること。 改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく内閣府令等の策定に当たっては、公益法人の関係者を含め広く国民から意見を聴取し、運営実態等を十分踏まえること。 既存の公益信託の新たな制度への円滑な移行が図られるよう、公益信託の関係者の意向や運営実態等を十分踏まえ、適切な措置を講ずること。

付帯決議の一つ目に、「5年後の見直し」という事項があります。見直していくことは当然といえば当然ですが、これは諸刃の剣でもあると思っています。この法改正で世の中が良くなって、さらなる2段ロケットをという発想もあれば、規律を柔軟化して不適切な事例が増えたというような負の効果が問題視されるという事態も生じないとはいえない。そこは「実績」が問われるということです。実績を示していけば説得力も増します。そのため、我々行政も法人の皆様も、この制度改革が将来に向かってさらに好循環を生んでいけるよう、十分フォローしていくことが必要ではないかと思えます。

2024年制度改革へ向けてのまとめ

最後に、まとめを申したいと思えます。

この制度改革ですが、これまで、「収支相償」や「遊休財産規制」という仕組みは、公益法人に固有の、キャラクターを決定付けるような重要な要素と考えられていて、それゆえに公益目的事業非課税や利子配当非課税等といったスペシャルな措置も設けられています。今回は、その財務規律の柔軟化とともに、併せて透明性や自律的なガバナンスの向上を行いバランスのとれた措置を講じるもので、その結果、公益法人における公益性の程度というものはいささかも変わっていないと理解をしています。

今後、この改革を進めていくに当たって、私の思いを、二点ほど申し述べます。

一つは、民間の皆様が、新しい社会課題解決に対して、積極果敢に新しいことにチャレンジしていこうという気持ちを、仮にも抑えつけないような制度や運用であってよいわけがないということ、これを心していきたいと思えます。

そしてもう一つは、法制度を変えても、それを執行する行政職員や関係者の意識が変わらなければ、なかなか実効性も上がらないということです。ここをどうしていくか、これは、言うは易く行うは難しという重い課題です。課題をさらに大きく捉え、民間ソーシャルセクターを今後担っていく人材をどのように育成・確保していけるかが、本質的な課題であると考えています。私からは以上です。

(2) 新制度施行に向けてのガイドラインの見直しや、新会計基準の策定等 (説明者：内閣府公益認定等委員会事務局次長 高角健志 氏)

今回の公益法人制度改革によって、これからどうなるのかという話と、特に公益法人の会計がどうなるのかという話を中心に紹介したいと思います。

法律が成立したということで、一つの節目を迎えているわけではありますが、次のフェーズとして、公益法人の新制度は令和7年4月、新しい公益信託制度は1年遅れの令和8年4月の施行を予定しています。そこに向けての準備として、法律に基づく政令、内閣府令、ガイドライン、会計基準の見直しの作業を進めていきます。

公益法人関係者に周知をしていくことも考えると、年内には一揃いをセットしないといけないという状況でございます。ということは、11月ぐらいには案をパブコメにかける必要がありますので、そこに向けて進めていく。まず、政令と内閣府令を秋ぐらいにはなんとか形にしていきたい。並行して、ガイドラインや会計基準の見直しを進めてまいります。



高角 健志 氏

図5 公益制度改革の全体像 (主な改正事項)

	法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他	
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・中期的収支均衡 ・公益充実資金 ・使途不特定財産 (公益目的事業継続予備財産)	・中期的収支均衡の期間 (5年)、判定方法 ・公益充実資金の積立・管理 ・「予備財産」の要件 等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・収益事業等の変更の届出化	・公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・提出書類の簡素化・合理化	・財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・行政府の判断ばらつき防止 (マニュアル整備、職員研修)
	法人運営の透明性向上	・法人の責務、国による支援 ・行政による財産目録等の公表	・開示情報の充実	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務諸表における情報開示の充実	・一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・区分経理の原則義務付け	・区分経理の方法 ・公益目的取得財産残額の算定方法見直し (別表Hの廃止) 等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・「わかりやすい財務諸表」への見直し	・区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・法人の責務、国による支援 ・外部理事・監事 ・ガバナンス取組の事業報告記載	・外部理事 (小規模法人特例の範囲) ・会計監査人の必置範囲拡大	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理		・ガバナンス取組事例等の発信 (インパクト測定・マネジメント含む)
	行政による適正な事後チェック			・監督の考え方の明確化 ・定期的・網羅的な立入検査の見直し		・立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・出資 (公益目的事業として/資産運用として) の考え方を明確化		・公益法人DX ・広報・啓発・法人等との対話
公益信託制度	・主務官庁制の廃止 ・公益法人と共通の行政府による一元的認可・監督制度 ・公益法人と整合的な認可基準の法定	・公益信託認可基準、財務規律等の細目	・公益法人と整合的な公益信託ガイドラインの策定 ・モデル公益信託契約の策定 (軽量・軽装備を生かす簡素な手続を検討)	・公益信託会計基準の策定		

公益制度改革の全体像：ガイドラインの全体見直し

図5ですが、法律は左側で、コアになる基本的な枠組み、規律を定めた部分ですので、とても重要なのですが、作業量としては、まだ右側のこれだけ大変な作業があって、これを年末までに進めないといけないということでもあります。

ガイドラインにつきましては、今回、法律改正を反映させるのは当然なのですが、今のガイドラインは、法律あるいは内閣府令等に規定のないことについての説明が中心になっているのですが、ガイドラインを見れば制度についての大体のことはわかるような形で、

全体を見直していきます。

見れば大体わかるというのを「予見可能性の向上」と書きましたが、行政庁が判断していく上で準拠すべきことを一通り網羅している、あるいは法人からみても、業務運営をしていく、あるいはいろいろ変更していくときに参照していただける、さらには一般の国民の方も、公益法人はどういうルールになっているんだっけというようなことをみていただける、そういうものにしていきたいと考えているところがございます。

そういう意味で、かなり大作業になりますけれども、公益法人のガイドラインの見直しのための研究会を公益認定等委員会の下で開催をしていくこと、これを近日中にスタートさせたいと考えております。

図6 公益認定等ガイドラインの見直し（検討体制）

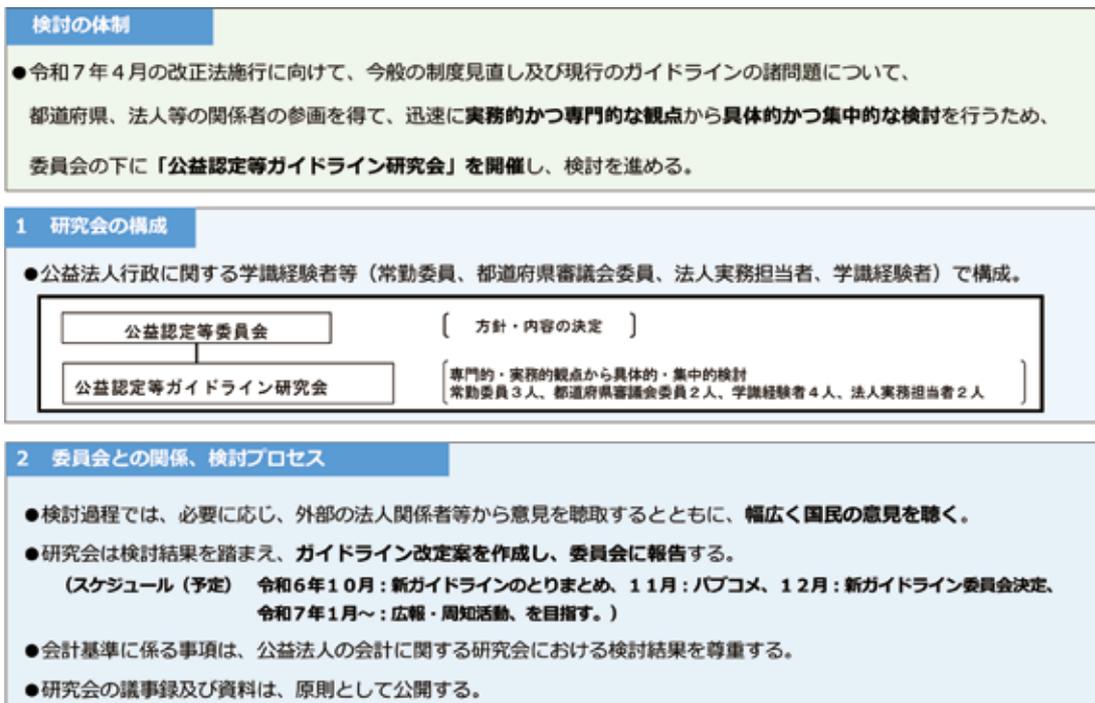


図6にスケジュールも書いてありますが、11月ぐらいにはパブコメをできるように、検討をかなり急ピッチで進めていかないといけないということですが、頑張りたいと思います。

公益制度改革の全体像：新公益法人会計基準、定期提出書類の見直し

次に、会計基準についてですが、公益法人の会計に関する研究会（以下「会計研究会」といいます。）が同様に公益認定等委員会の下に置かれておまして、ここでの検討状況を取りまとめたものを、2024年5月24日に公表しました。会計基準を今後見直していく上での考え方等についてまとめたものでございます。

法律が変わったことにより財務規律が柔軟化される、明確化されることによって、財務諸表での情報開示をしっかりとっていく一方で、図7（次頁）の左下のところに書いてあるように、公益法人のステークホルダー、様々な方がいらっしゃるという中で、公益法人独特の会計基準というものについて、なるべく、一般の方にも見てすぐわかっていただけるような形、わかりやすい情報開示を追及していきたいということがございます。

図7 令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について

令和6年5月24日
内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会

今般の公益法人制度改革に伴う公益法人会計基準の見直しの考え方・方向性を検討
⇒ 新制度の施行（令和7年4月を想定）に向け、令和6年度の研究会で新会計基準の策定を検討

<見直しの必要性・意義>

- 財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の説明責任として、財務諸表における情報開示を充実
- 改正法により、区分経理の実施を原則化
→公益目的事業財産の状況を可視化し、公益目的取得財産残額の把握方法を簡素化
- 財務諸表における情報開示の充実に伴い、定期提出書類を簡素化
- 公益法人のステークホルダー等の多様化に対応し、財務諸表全体をわかりやすい形に見直し

<見直しの基本的な考え方>

- 本表（貸借対照表、活動計算書等）は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で開示
- 公益法人会計特有の考え方を整理・見直し
（正味財産増減計算書の名称・記載事項、貸借対照表・正味財産増減計算書の内訳表の位置付け 等）
- 制度改革との整合性確保、法人等への周知・円滑な移行、小規模法人の負担軽減方策検討

図7右側では、見直しの考え方として、情報量が増える部分とわかりやすさをどう両立させるのかということでありますが、財務諸表、貸借対照表や活動計算書の本表は、できるだけ簡素でシンプルな、わかりやすいものにしていく、そして、必要な情報は注記などで開示をしていただくという形で整理をしていこうと考えております。併せまして、公益法人特有の会計の考え方を整理して、見直しをしていこうということでございます。

全体の枠組みとして、財務報告の目的も会計基準にはきちんと定める必要があるということ、貸借対照表、活動計算書、それから注記・附属明細書という体系にしていこうということでございます。

「活動計算書」というのは、今まで「正味財産増減計算書」といっていた、いわゆる企業でいうと「損益計算書」に当たるものでございますけれども、これを「活動計算書」と名前を変えて、中身も変えていこうということ、ここ数年間、会計研究会で議論してきたところです。これをこの改革に合わせて進めていくことにしております。

それとまた、大きな変更点としては、今回、法律上、公益法人は区分経理として、「公益目的事業」、「収益事業」、「法人運営」と3区分の会計を行うという法律上の定めを置きました。それに伴って、新たに貸借対照表の内訳表を作らないといけない、これは大変なことだと法人の皆様から声を頂いていたところでございます。

これをどう実現していこうかと検討していった中で、貸借対照表や活動計算書の本表はできるだけシンプルなものにして、この内訳表については、注記で書いていただくという形で整理をすることにしました。後で実際のイメージをごらんいただきながら少し説明いたします。

定期提出書類の見直しについても、これは会計というよりは制度の側で手当てをすべきことではありますけれども、行っていきいたいということでございます。財務諸表で情報開示を充実していくことに伴いまして、それと重複するような定期提出書類、毎年の事業報告で提出していただく各種の別表、様式というのがありますけれども、それをできるだけ見直していきます。

特に、「別表H」という、非常に評判の悪い様式がございまして、これは公益法人が認定を取り消されたときに、いくら財産をほかの公益法人等に譲らないといけないのかということ、毎年計算させる様式でございまして、ほとんどの法人にとっては認定を取り消されることはないのですが、それにもかかわらず、毎年この面倒な計算をさせられるということについて、見直しをしようというものであります。区分経理をすることによって、公益会計の純資産を基礎として今後はみていこうという形に改めていこうとしています。

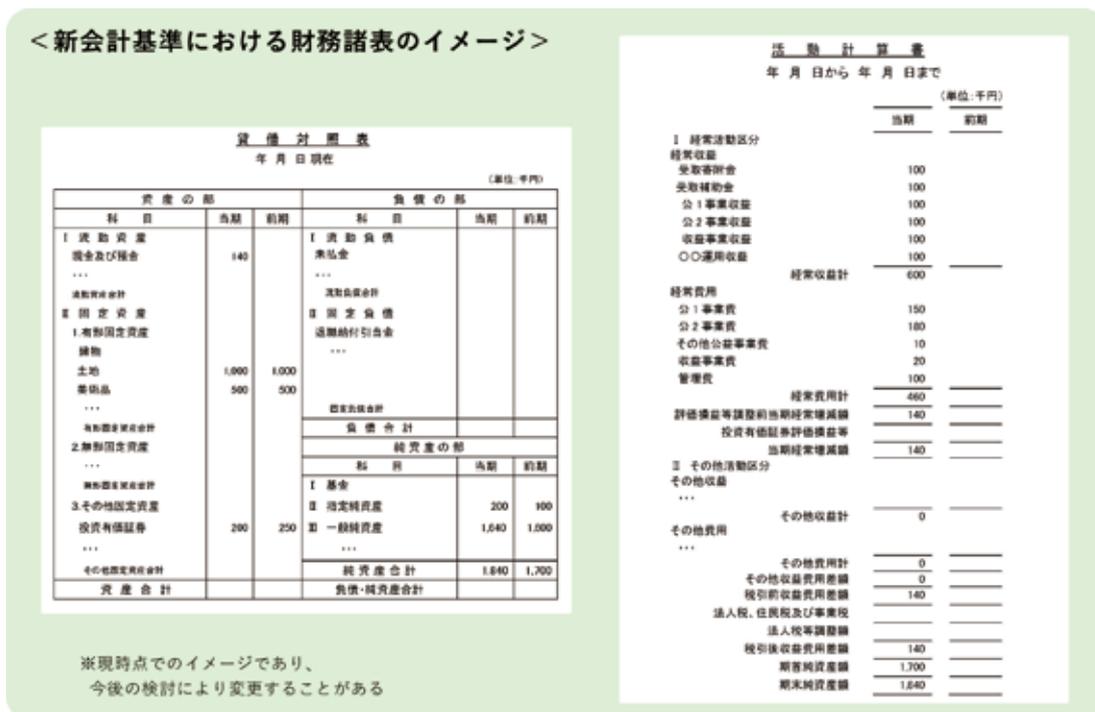
その他、引き続き検討が必要な事項としては、小規模法人の扱いや会計監査との関係をどう整理をしていくのかとかといったことが挙げられます。

実際の会計基準の策定作業というのを、この夏ぐらいからまた会計研究会で議論していこうと思っております。この令和5年度の会計研究会の報告書については、内閣府のホームページで公表しておりますし、これに関するご意見募集をしているところです。

新公益法人会計基準の財務諸表のイメージ

図8に、現段階のものということで、まだ変わり得るのですが、財務諸表のイメージを示しております。

図8 新会計基準における財務諸表のイメージ



左側が貸借対照表、右側が活動計算書でございますが、活動計算書と名前が変わっただけではなくて、今の公益法人の会計でいうと「一般正味財産」と「指定正味財産」というのがあるわけですが、この活動計算書の本体ではその区分はもう一緒にしてしまうという形で見直しをするものであります。かなり大きな実務上の変化になりますので、そういったところをいかに公益法人の皆様様に周知をしていくのかというようなこと、また、具体的な実務上の取扱いをどうしていくのかといったところを詰めていく必要があると考えております。

注記の方も、図9（次頁）左上がいわゆる貸借対照表の内訳表に当たる部分でございます。こんなに簡単になるのかと思われるかもしれませんが、本当にこんなに簡単にしていけるのかというようなことは、さらに検討していく必要があると考えております。

また、図9の左下の部分は、今までは財産目録として別途作成していただいていたものですが、これも注記に取り込むことによって、これを作成すれば財産目録を作成したことにするというような形で、整理をしていこうと思っております。

活動計算書、つまり現在の正味財産増減計算書の部分でございますけれども、「一般正味財産」・「指定正味財産」というのを、「一般純資産」・「指定純資産」という名称に変えますが、こういった形で少し様式を変えて、指定純資産である、寄附者から用途の指定をされた財産が、その後どう使われていったのかということを見える化するという形に改めていきたいと考えております。その他の注記については割愛させていただきます。

2. 第2部 講演「公益法人制度改革における非営利組織モデル会計基準の果たす役割」

（説明者：日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長 菅田裕之氏）

本日は、「公益法人制度改革における非営利組織モデル会計基準の果たす役割」について説明をさせていただきます。なお、内容につきましては、私見であることをお断りいたします。

まず、今般の公益法人改革ですが、内閣府公益認定等委員会の北川さん、高角さんに解説いただいたとおり、非常に大きな改革であると理解しております。これは、現行の公益法人にとって大きな改革であるとともに、改革により、新たに公益法人化が進み、公益法人の数が増え、公益法人の規模が拡大していくなどの、公益法人の活性化の可能性を秘めた大きな改革であると思っており、私自身、非常に大きな期待を寄せています。

このパートでは、公益法人制度改革における非営利組織モデル会計基準の役割を説明いたしますが、非営利組織モデル会計基準そのものの説明というよりは、私が公認会計士として担当している実務を通して、この非営利組織モデル会計基準の役割が何かについて説明させていただきます。皆様にとって、非営利組織モデル会計基準とは何かを理解していただく一助になるような説明にしたいと思っています。



菅田 裕之 氏

非営利組織の現状と課題

最初に、「非営利組織の現状と課題」ということで、図10をご覧ください。まず、非営利組織の現状を説明したいと思います。

図10 日本の非営利組織の現状

法人格	法人数	法定監査数
公益法人	9,672	321
一般法人	85,873	133
学校法人	7,623	4,394
社会福祉法人	21,074	522
医療法人	58,005	539
特定非営利活動法人 (NPO法人)	49,949 (認定)1,290	—
農業協同組合・連合会	1,758	533
漁業協同組合・連合会 等	1,886	—
消費生活協同組合	906	—
労働組合	22,789	—

内閣府 令和4年度民間非営利団体実態調査
収入：18兆3,061億円
経費：17兆4,510億円
 ※経営組織が民営のものうち「会社以外の法人」、「法人でない団体」が対象であり、農協・漁協等は対象外

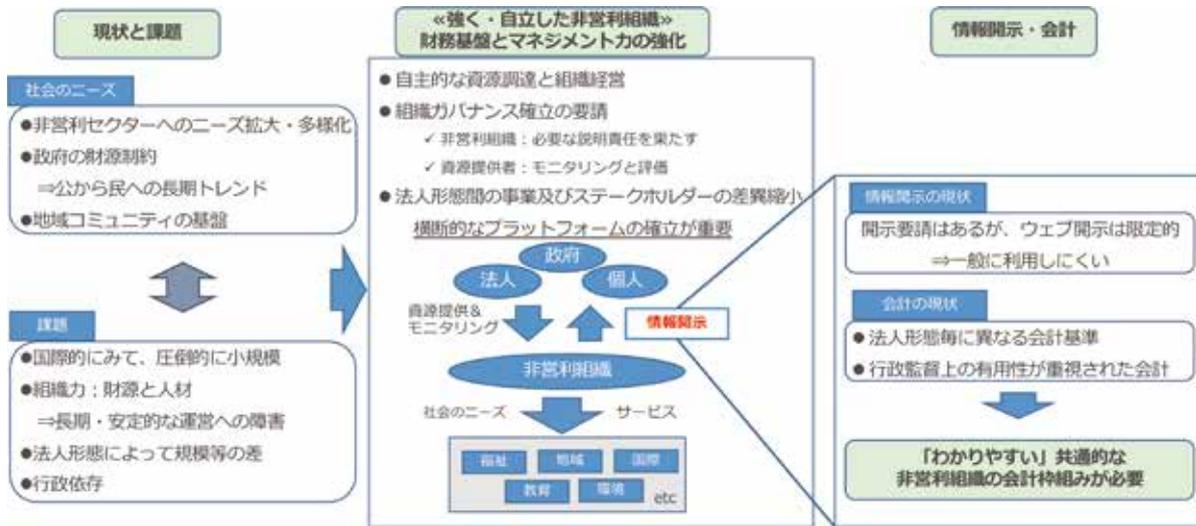
出典
 (法人数)
 公益：内閣府 令和4年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」
 一般：国税庁 法人番号公表サイト
 学校：文部科学省 私立学校・学校法人基礎データ(令和3年) 注：特別法人は別
 社福：厚生労働省 令和4年度福祉行政報告例の概況 注：福祉行政報告例には、NPOは含まれない
 医療：厚生労働省 種類別医療法人数の年次推移(令和5年3月31日現在)
 NPO：内閣府 特定非営利活動法人の認定数の推移(2024年3月31日現在)
 農協：農林水産省 農業協同組合等現在数統計の概要(令和4年度)
 漁協：水産庁 令和4年度水産業協同組合統計表(都道府県知事認可の水産業協同組合)
 生協：厚生労働省 令和4年度消費生活協同組合(連合会)実態調査
 労組：厚生労働省 令和5年労働組合基礎調査の概況
 (法定監査数)
 日本公認会計士協会 監査実施状況調査(2022年度)

・非営利組織の活動は日本の主要な活動を担っている

非営利組織の法人数ですが、我々が主なものを調べたところを表に記載しております。これらを合計した法人数は26万法人です。日本の企業数はおよそ370万社程度といわれております。法人数は企業の10%には満たないですが、一定の法人数であると理解いただけると思います。なお、法定監査の数を横に書いておりますが、約6,000法人が会計監査を受けています。

右側の数字は、内閣府の非営利団体実態調査における令和4年度の収入、経費の集計ですが、収入で18兆円の規模があります。過去から推移をみますと、令和2年度に集計方法が変更となり、変更前は収入は60兆円規模でした。10年前と比較すると37兆円規模であり、非営利分野は、成長している、日本における主要な活動を担っているといえます。

図11 非営利組織の課題



・非営利組織の課題はその特徴でもある

図11は会計面からみた「非営利組織の課題」をまとめたものです。非営利組織に対して大きな期待がある一方で、課題も少なくありません。国際的にみて圧倒的に小規模であること、組織力が弱いこと、特に財源と人材が脆弱であること、また、法人形態によって規模等の差があり、場合によっては、行政に依存しすぎているのではないかなどが課題としてあがると思います。

ただ、これらの課題は特徴でもあり、例えば、小規模については小規模の良さがあります。小規模であることで、地域に密着した活動が可能であり、意思決定が自分のよく知った仲間でき、非常にきめ細かな活動が行いやすいともいえ、地域密着型のボランティア活動には、むしろ小規模の方が向いていると思います。

・課題解決のため組織の「財務基盤」と「マネージメント」を支えるのが財務会計

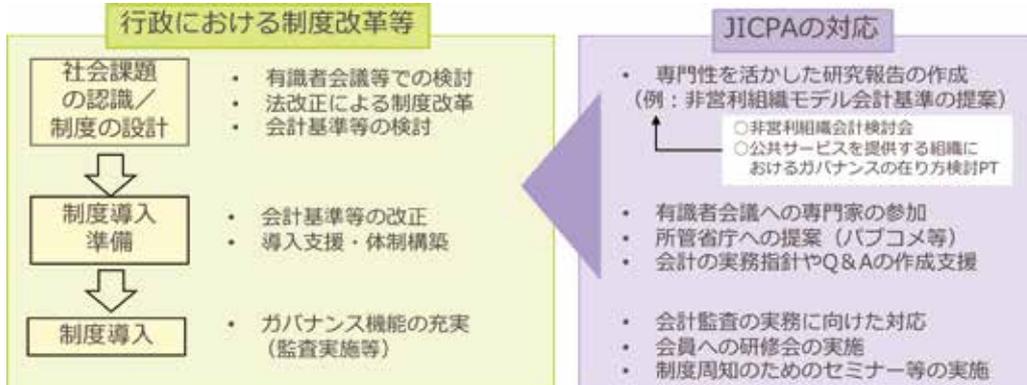
課題の解決には、この特徴を活かしつつ行っていくことが大切であり、特徴を活かしながらしっかりと運営していくためには何が必要かという、強く自立した非営利組織としての「財務基盤」と「マネージメント」であり、これがしっかりしていれば、規模の大小は関係なく、運営ができるのではないかと思います。

この自立した非営利組織の「財務基盤」と「マネージメント」を支える基礎部分の一つが財務会計であり、ここが、我々会計の専門家として非営利組織の課題解決のために取り組む中心となります。適切な財務会計が支える非営利組織の「財務基盤」と「マネージメント」が非営利組織のエコシステムを作り、また、サステナビリティの強化につながると思っています。



非営利制度への対応の流れ

図12 非営利制度への対応の流れ



次は、日本公認会計士協会が非営利組織の改革に対してどのような取り組みを行っているかを説明します。

・制度改革の上流から下流まで協会として対応している

図12をご覧ください。第一部にて公益法人制度改革について説明いただいたように、世の中が変化し課題も生まれ、それに対応して、絶えず行政改革、制度改革は行われています。行政の行う制度改革を大まかに図示していますが、社会課題の認識に始まり、制度の設計が行われ、法律の改正が行われると、具体的な省令や会計基準等の制度導入の準備が行われ、実際に制度が導入されます。

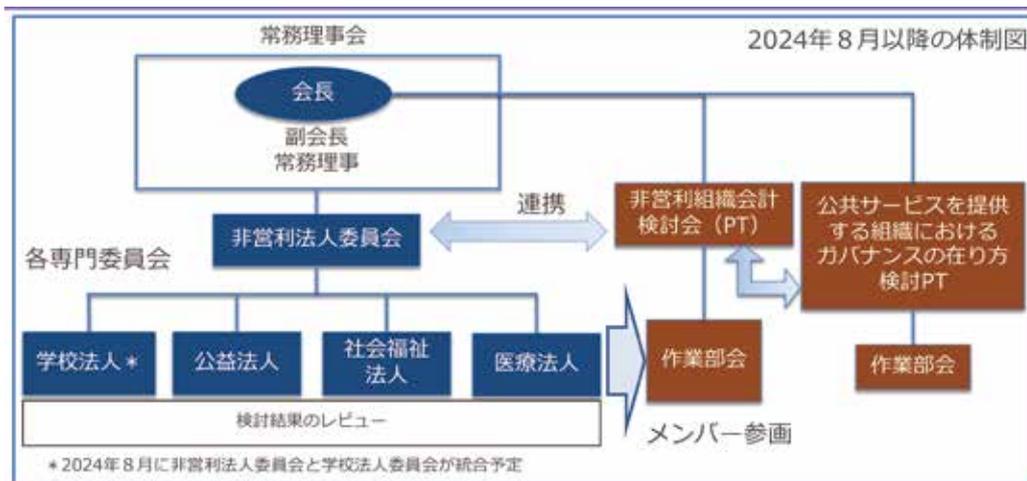
日本公認会計士協会では、その場面ごとに活動を行っています。例えば、社会課題の認識については、会計の専門家として課題を抽出し研究的なプロジェクトを行っています。また、制度の設計においては、有識者会議への会計専門家の派遣や会計の実務的な指針やQ&A等の作成支援を行っています。

制度が導入され会計監査の実務が始まりますと、広く会計実務を周知し、特に公認会計士に対し専門的研修を行うなど、制度が機能するよう、いろいろな活動を行っています。

・日本公認会計士協会の組織は会計基準ごとの専門委員会と研究的プロジェクトがある

図13をご覧ください。上記の活動を行う日本公認会計士協会の組織です。非営利法人委員会を設け、その傘下に、学校法人、公益法人、社会福祉法人、医療法人と、いわゆる会計基準が分かれているものごとに専門委員会というものを設け、この専門委員会で制度設計や制度導入の支援を非営利組織ごとに行っています。なお、学校法人委員会はこれまで非営利委員会と別の組織でしたが、2024年度より、非営利法人委員会と統合しました。

図13 委員会の体制図



次に社会課題の認識についてですが、非営利組織会計検討会と公共サービスを提供する組織におけるガバナンスの在り方の検討プロジェクトチームの二つの組織体を設けて、研究的な活動を行っています(図13の右の茶色部分)。まず、非営利組織会計検討会ですが、ここでは、非営利組織モデル会計基準を取り扱っており、進化・成長するため常に研究を行っています。もう一つの、公共サービスを提供する組織におけるガバナンスの在り方の検討プロジェクトチームは、会計基準の前提となる非営利組織のガバナンスについて、多面的に捉えていくような研究的プロジェクトです。この二つのプロジェクトについては、どちらも外部の有識者の方に参加いただき、研究を続けています。

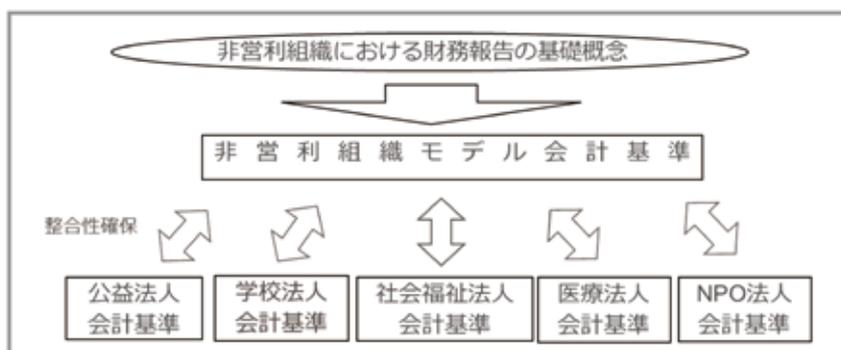
非営利組織モデル会計基準の概要

ここまで、非営利組織モデル会計基準の前提となる、非営利組織の概要と日本公認会計士協会の活動を説明いたしました。ここからは、非営利組織モデル会計基準について説明いたします。

図14 非営利組織モデル会計基準の概要

非営利組織の各会計基準の目指すもの

公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人等の会計基準について、改正していくタイミングで、モデル会計基準を参考にさせていただくことによって、各個別の会計基準間の整合性(≒共通化)が徐々に高められていくことを期待



・非営利組織モデル会計基準は整合性を高めることを目指している

まず、図14ですが、開発のコンセプトは、公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療福祉法人などの個々の会計基準が改正されるタイミングで非営利組織モデル会計基準が参考となり、各会計基準の間での、整合性や共通化が徐々に高められていることを期待しています。

非営利法人は、それぞれに歴史的な推移があり、個別に進化してきたと思っています。例えば、古くは、学校法人は昔の寺子屋から、医療法人も江戸時代の診療所から、長い歴史を経て発展しており、発展の過程では、海外の事例なども取り入れ、進化してきたものです。このような取組みの結果として、それぞれが、公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人としてベストな状況を目指し、また、それぞれに合った実態を表す会計の基準として、会計基準も個別に進化してきたところです。ただ、その結果としてそれぞれの会計基準が個別であり、会計基準は共通の物差しは持っていません。

非営利組織の概要でも触れましたが、非営利組織が増加し、期待も大きくなっているものの、日本は人口減少を迎えており、活動を続けていくための人が足りず運営ができなくなった法人もあります。こういう状況からは、今まで以上に、非営利組織により多くの人を巻き込むことが必要であり、また、他の組織体と比べて効率化するなど、共通化の重要性は増してきていると思っています。そのため、この非営利組織モデル会計基準の役割も増しており、制度改定時には、これを参照してより共通的に作れる部分は共通的にしていただくことは、時代に合った活用であると思っています。

図15 モデル会計基準の概要②

非営利組織モデル会計基準の役割

非営利組織モデル会計基準は、実務指針等と異なり会員業務に対して規範性は有していないが、以下のような役割を通じて、非営利組織会計基準の共通化の促進と財務報告の比較可能性の向上に資することが期待されている。

- (1) 会計基準が開発・改正される際の参考となる考え方を提供する。
- (2) 既存の会計基準に定めのない事象を処理する際の指針を提供する。
- (3) 財務報告に関する情報利用者の理解を深める。

・非営利組織モデル会計基準はわかりやすい会計基準でもある

次の図15も非営利組織モデル会計基準の役割についてです。非営利組織の役員とお話する機会がありますが、地域で活躍する役員の方ですと、学校法人の理事と公益法人の理事の両方を引き受け、近時は、社会福祉法人の理事なども、複数の役員を務められています。そういう理事からは、それぞれ財務諸表が違うのは非常に理解しにくい、一つ覚えてもだめで、三つ覚えなければわからないといわれることもあります。より多くの人たちに新たに非営利の組織体に参加してもらうには、財務諸表の「わかりやすさ」は必要であり、「財務報告に関する情報利用者の理解を深めること」は、非営利組織モデル会計基準の役割として重要な部分であると思います。

順番が前後しますが、二番目の「既存の会計基準に定めのない事象を処理する際の指針を提供する」ことも非常に重要だと思っています。非営利組織モデル会計基準の役割は、いすぎかもしれませんが、企業会計に伍する会計基準になっていかなければいけないと思います。企業会計はここ何十年かで非常に進化し、特に、企業が国際的に活動する中で、他社との比較可能性が非常に進んでおり、会計処理の選択は狭くなって、非営利組織の会計処理には不向きなケースが増えています。また、企業会計では、財産は時価で評価することが進んでいますが、非営利組織の運営は、長期的な視点で行うことが重要であり、時価評価になじまない点多々あります。最近時の企業会計では、非営利組織の経営思想には当てはまらなくなってきたと思っています。

ただし、現状の非営利組織の個々の会計基準では、個別の会計基準に記載のないものは原則としては企業会計を参照することとなっています。かつては、企業会計も会計処理の幅があり、特段の問題はありませんでしたが、最近の企業会計基準の進化は、非営利組織と適合しなくなってきたと感じています。

後ほど非営利組織モデル会計基準の固定資産の減損会計を説明しますが、これは企業会計と異なる非営利組織に合った会計基準として作成したものです。このようなことがますます重要になってきていると思います。

図16 非営利組織モデル会計基準の概要③

非営利組織モデル会計基準の検討に当たっての留意点

1. 情報利用者の期待に応えるものであること
2. 非営利組織に固有の特性を反映したものであること
3. 整合性・一貫性が確保されていること
4. 一般の情報利用者にとって分かりやすい会計であること

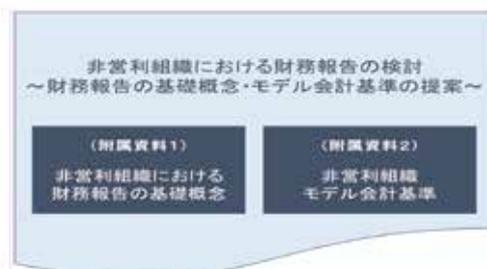


図16(前頁)は、非営利組織モデル会計基準の検討に当たっての留意点をまとめて記載したものです。

・諸外国の非営利会計基準も特徴がある

非営利分野は日本固有の歴史に由来するとの説明をしましたが、図17は日本国内から海外に視点を変え、「諸外国の非営利組織会計等の状況」ということで、一覧化したものです。

図17 諸外国の非営利組織会計等の状況

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
開示要請	制度上の開示要請なし ガイドスターという民間組織に 税務書類が提供され、開示が 実現	一定規模以上のチャリティ組 織は年次報告書を政府ウェブ サイト上で開示される	一定の要件を満たす非営利 組織は年次報告書を開示 (商業裁判所へ登記)	制度上の開示要請なし (例外的に、大規模法人 は開示要請あり)
会計基準	非営利組織に横断的に適用 される会計基準が存在 企業会計と概念フレーム ワークを共有	企業会計基準を基礎 公益組織向けのガイダンス・ 実務指針が存在	フランス会計原則に社団法人 及び財団法人向け追加規 定を設置	非営利向けの明確な基準 無し
基準設定 主体	財務会計基準審議会 (FASB)	財務報告カウンシル(FRC) 独立政府機関が指針を発行	会計基準庁(ANC)	(ドイツ法務省)
非営利セ クター内 で統一的 か否か	原則として、統一的 特定の非営利組織において、 個別基準が適用される場合 あり	枠組みレベルでは統一的 非営利サブセクターごとの指 針についても一定の整合性を 確保	統一的 すべての社団法人及び財団 法人に同一会計基準が適用 される	N/A 事業によっては、会計報 告に別の法律が適用され ることもある (例：病院簿記規則)

参照：非営利法人委員会研究報告第25号「非営利組織の会計枠組み構築に向けて」

この調査から時間が経っており、古い資料なので現状は変わっている部分もあるのではないかと思います。まず、諸外国も企業会計ほど統一されていないということをご理解ください。国の状況や国民性を反映しているのではないかと思います。

特に私が着目しているのは「非営利セクター内で統一的か否か」の欄です。アメリカは原則として統一的で、イギリスはある程度統一され、フランスも統一的ですが、ドイツはあまり統一されていません。このように諸外国でもそれぞれに特徴があり、いろいろな国民性が反映しているのか、個性的といえます。ただし、いずれの先進国も総じて、この統一的かどうかの視点があり、その視点から非営利のセクターをみているのは事実であり、我が国においても、非営利組織モデル会計基準が、そのような統一的な視点を促すような役割も担えると思っています。

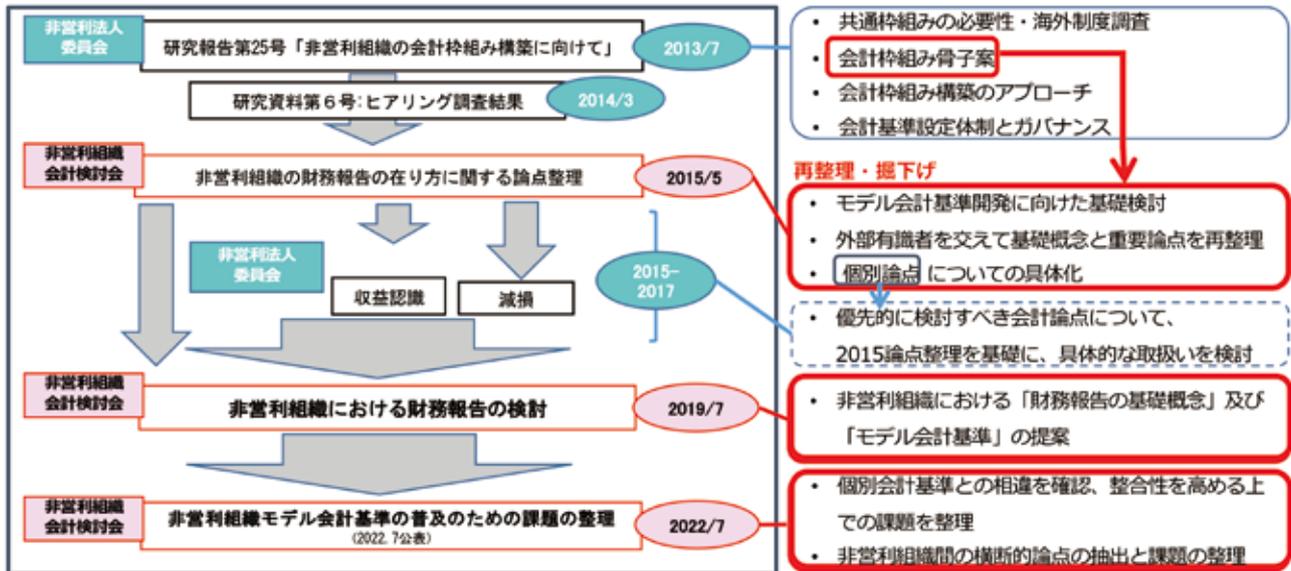


モデル会計基準の歩み

次に図18で非営利組織モデル会計基準の開発の歴史を説明させていただきます。

図18 非営利組織モデル会計基準の歩み

・非営利組織モデル会計基準の目的・社会的意義・開発の経緯



・非営利組織モデル会計基準への取組みは10年になる

2013年の7月に研究報告第25号「非営利組織の会計の枠組みの構築に向けて」を公表しました。ここから始めて約10年の年月をかけて検討をしてきました。2019年7月には「非営利組織における財務報告の検討」として、「財務諸表の基礎概念」と「モデル会計基準」を公表し提案しました。ここでモデル会計基準の基礎ができました。

今回の公益法人の改革の中では、非営利組織モデル会計基準を参考にしていただく場面が相当増えており、足かけ10年、ようやく実際の会計実務に導入され、皆様の中にも少しずつ浸透してきたのではないかと考えています。

財務報告の基礎概念

図19 非営利組織における財務報告の基礎概念

非営利組織における財務報告の基礎概念

I 総論 (第1項～第17項)

財務報告の基礎概念 (第1項～第3項)
一般目的の財務報告 (第4項～第6項)
財務報告に含まれる情報 (第7項)
報告組織 (第8項～第17項)

II 財務報告の目的 (第18項～第26項)

意思決定有用性 (第19項～第21項)
スチュワードシップとそれに基づく説明責任 (第22項～第23項)
財務報告が提供する情報 (第24項～第26項)

III 有用な財務情報の質的特性 (第27項～第48項)

基本的な質的特性 (第29項～第36項)
補強的な質的特性 (第37項～第43項)
制約条件 (第44項～第48項)

IV 財務諸表の構成要素 (第49項～第55項)

V 認識と測定 (第56項～第61項)

財務諸表における認識 (第56項～第57項)
財務諸表における測定 (第58項～第59項)
資産の測定 (第60項～第61項)

・基礎概念は会計基準開発の理論的背景である

ここからは、具体的な非営利組織モデル会計基準の全体像について説明いたします。まず、非営利組織モデル会計基準の基礎概念です。図19は非営利組織における財務報告の基礎概念の全体目次です。会計基準は、国際会計基準や国際公会計基準でも同じですが、会計基準として、事象をどう処理するかというだけではなくて、そもそも会計基準がどのような思想で作成されているかを記載している部分です。非営利組織モデル会計基準は、「総論」、「財務報告の目的」、「有用な財務情報の質的特性」、「財務諸表の構成要素」、「認識と測定」に区分し企業とは異なる非営利法人の特徴について記載しています。

基礎概念は会計基準の理論的背景であり、ここが非営利組織の会計と企業会計とが異なる要因であり、企業の目的は、株主主権の下、営利の追求ですが、非営利組織は、活動から利益を生むものでなく、非営利の活動を持続的に続けていくことが組織活動等の主な目的といえます。非営利組織には、株主のような所有者はいないので、誰に対しての財務報告なのかなど、非営利組織が持つ特徴を記載しています。

図20が非営利組織モデル会計基準の目次です。

非営利組織モデル会計基準の項目

図20 非営利組織モデル会計基準

非営利組織モデル会計基準

I 総論 (第1項～第8項)

II 財務諸表の体系 (第9項～第59項)

1. 完全な一組の財務諸表 (第9項)
2. 貸借対照表 (第10項～第31項)
3. 活動計算書 (第32項～第49項)
4. キャッシュ・フロー計算書 (第50項～第59項)

III 認識及び測定並びに関連する開示 (第60項～第206項)

1. 金融資産 (第60項～第81項)
2. たな卸資産 (第82項)
3. 有形固定資産及び無形固定資産 (第83項～第91項)
4. リース取引 (第92項～第103項)
5. 固定資産の減損 (第104項～第115項)
6. 外貨建取引 (第116項～第123項)
7. 金融負債 (第124項～第128項)
8. 引当金 (第129項～第136項)
9. 資産除去債務 (第137項～第145項)

10. 税効果会計 (第146項～第153項)

11. 純資産の区分 (第154項～第166項)

12. 収益 (第167項～第204項)

13. 費用 (第205項～第206項)

IV 注記及び様式

1. 注記 (第207項～第219項)

2. 様式 (第220項～第223項)

・モデル会計基準には企業会計と異なる会計処理がある

ここでは、どのような会計処理をするのかを具体的に記載しています。これは一般的に会計に触れている方には見慣れておりわかりやすいと思います。IIの「財務諸表の体系」では、どのような財務報告書になっているのか、体系化に記載しています。IIIの「認識及び測定並びに関連する開示」では、主だった財務諸表項目についての会計処理を記載しています。これは先ほどの基礎概念に基づいた会計処理として記載しています。

ここで非営利の特徴が表れている会計処理の一つである固定資産の減損会計について簡単に説明させていただきます。

企業会計の固定資産の減損は、今の帳簿価額が将来稼ぐお金よりも上回っているかどうか、金を稼げない固定資産であれば、資産価値がないとして帳簿価額を落とさないとされており、つまり、収益から帳簿価額の価値があるかないかを判断するのですが、非営利組織モデル会計基準では、固定資産の減損は、お金を稼ぐ資産と、お金を稼がないのだけど非営利組織の目的で保有している資産とに資産の種類を二つに分けます。そして、二つの種類の資産について別個のアプローチで減損するかどうかを考える会計処理になっています。非営利組織は利益の獲得を目的としていませんので、企業会計の固定資産の減損会計だと、非営利組織には合いません。非営利組織にとっては、全ての資産がお金を稼ぐために保有しているのではなく、むしろお金を稼がない資産こそが運営にとって大切であり、利用されたりします。このように、非営利組織の特性に合った会計処理が非営利組織モデル会計基準には規定されています。

モデル会計基準が果たすべき役割と課題

・非営利組織モデル会計基準の導入が進んでいる

次は「モデル会計基準が果たすべき役割と課題」を説明します。

まず、最近の「制度改革とモデル会計基準」の関わりですが、非営利組織モデル会計基準の骨格ができ、制度改革の場面で参考や参照いただくことが増えています。

近時の学校法人のガバナンス改革では、会計監査の根拠が私立学校振興助成法から私立学校法へと変わりましたが、合わせて、財務報告の作成目的も多様なステークホルダーに対する情報開示を主目的とすることとされています。

この変更に関しては、学校法人会計基準の在り方に関する検討会が設置され、そこで公表された報告書において、先ほど説明した非営利組織における財務報告の基礎概念が参照されています。非営利組織の特性を踏まえて作成された基礎概念を参照していただいていますので、非営利組織モデル会計基準として、新たな第一歩を踏み出せたと思っています。

次に社会福祉法人です。社会福祉法人では、2020年9月に組織再編に関する会計処理の検討というものが行われました。後ほど少しお話しさせていただきますが、固定資産の減損と同様に、組織再編の企業会計基準は進化しており、旧来の基準では、幅のある会計処理が認められていましたが、再編する組織を、誰が所有し、組織再編後は誰が組織を所有するのかを判断の基本とする会計処理に変更になっています。非営利組織ではそもそも組織を所有する概念がありませんので、企業会計基準における組織再編の会計基準は、非営利組織には合わない基準となっています。これまでの非営利組織モデル会計基準の検討過程で、組織再編の会計処理は一つの論点としており、非営利の組織結合についてどう考え、どのように会計処理を考えればよいか、議論を行い論点整理として公表しています。社会福祉法人における組織再編の会計処理の検討においては、この論点整理を参照にいただきました。

最後に、公益法人の制度改革における役割です。

図21 公益法人制度改革とモデル会計基準

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

- 公益法人は、民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているが（法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円）、現行制度の財務規律や手続の下では、その潜在力を発揮しにくいとの声。
- このため、①財務規律等を見直し、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能にするとともに、②法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、国民からの信頼・支援を得やすくすることにより、より使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

- 1. 財務規律の柔軟化・明確化**
 - 収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、中期的期間（内閣府令で定める期間）で収支の均衡を図る趣旨を明確化。
 - 将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定（積立では費用とみなす）。
 - 「遊休財産」の名称を「用途不特定財産」に変更。
 - 公益目的事業継続予備財産（災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産）をその保有制限の算定対象から除外するとともに、同財産の保有について理由の公表を義務付け。
 - 2. 行政手続の簡素化・合理化**
 - 収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し。
 - 3. 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上**
 - わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則義務づけ。
 - 公益認定の基準として①理事・監事間の特別利害関係の排除、②外部理事・監事の導入を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項（ガバナンス充実に向けた自主的な取組等）を記載することとする。
 - 公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨規定。併せて、国も公益法人の取組を支援するための情報提供等を行う。
- ※施行期日：公布後1年以内（令和7年4月予定）

効果

公益法人が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会課題解決に向けた活動を担うことが可能に

→新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献

引用：公益法人information（公益法人等制度改革特集ページ）

一般の公益法人制度改革は、その趣旨が、非営利組織モデル会計基準の開発の目的等に近似しています。具体的には図21に今回の法改正趣旨が記載された内閣府の資料がありますが、赤い線で囲んで強調している部分に、「法人の経営判断で社会的課題への機動的

な取組を可能にする」、「法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し」、「国民からの信頼・支援を得やすくすることにより」、「より使いやすい制度へと見直しを行い」とあり、非営利組織モデル会計基準の設計思想に親和性が高いと思っています。現行の会計基準に問題があるのではなく、これからはより簡便で、もっと多くの人たちが参加できるような仕組みに変えていくために適した会計基準の視点では高い親和性があると考えます。

課題への取組み

現在の課題の取組みの状況を説明いたします。

先ほど社会福祉法人での組織結合について説明しましたが、組織結合については、さらに検討を深めています。企業会計の組織結合が非常にしっかりとした会計理論となっており、これを参考にできる部分が少なく、しっかりとした非営利の組織結合の会計処理の考え方を示す必要があります。また、非営利組織を取り巻く環境も、非営利組織の多くは地域に密着していますが、日本の人口減少を踏まえると、今後は非営利組織の統合や結合のニーズは確実に高まってくると思われます。その点からも、非営利組織に合った組織結合の基準が求められています。

企業会計では、固定資産の減損会計、企業結合会計など、近年、会計基準が進化していますが、多くの非営利の会計基準では、基準に記載していない場合には、企業会計を参照することとなっており、企業会計の進化は非営利組織の実情とは異なる会計処理となってしまう可能性が増してきています。その点からも、非営利組織モデル会計基準を進化させていく必要があると考えます。また、近時は収益認識基準が改正されましたが、非営利法人にとって収益とは何か、どのように考えるのか改めて検討をしなければいけない課題もあります。

次の課題ですが、非営利組織モデル会計基準を導入するメリットとして、ギャップ分析や財務指標というものを検討しています。現行の会計基準と、非営利組織モデル会計基準との差はいったい何なのか、併せて、非営利組織モデル会計基準を参照したなら統一性が生まれてきますので、財務指標はもっと使い道が増えてくるので、その具体的な利用方法について検討しています。これまでは、学校法人と公益法人を比較することは必要なかどうかは、なかなか難しかったと思いますが、ある程度基準がそろえば簡便な作業で比較が可能となります。それでは、具体的に何を比較対象とするのか、非営利組織にとって大切なのは要素なのか、数字なのかという点を検討しています。

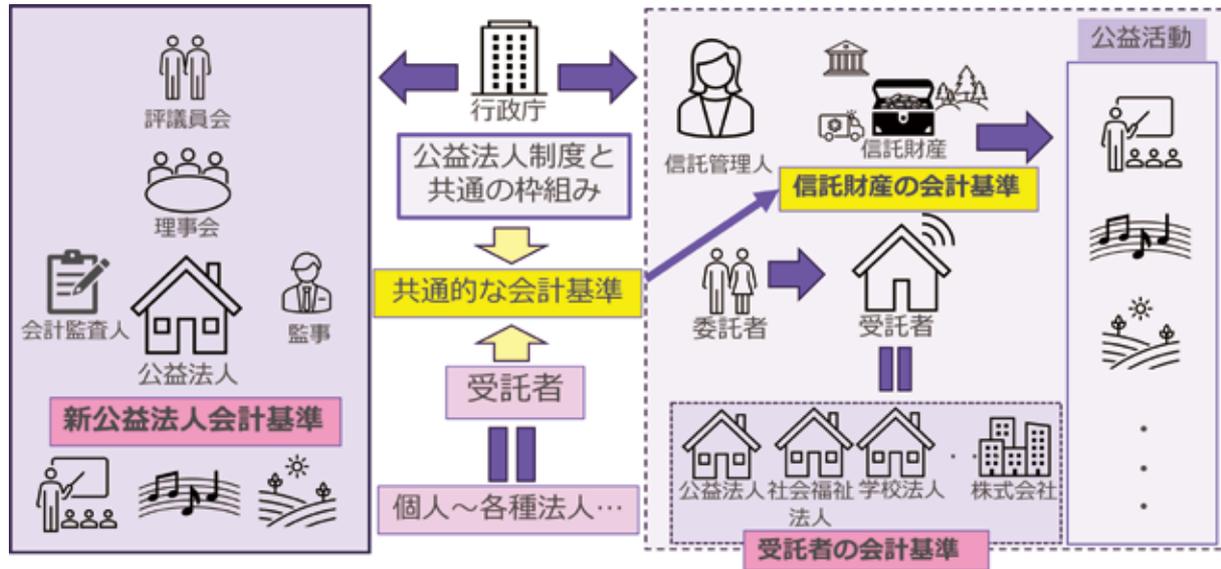
最後に、大きな課題として、非営利組織のガバナンスについての研究に取り組んでいます。検討の場では、外部の有識者にも入っていただき、非営利組織を含む公共サービスを提供する組織が、公共サービスを効率的かつ効果的に提供するためのガバナンスの在り方について検討をしています。これは、会計基準の前提として、ガバナンスの中で会計情報や財務諸表がどう使われるのかを、非営利組織のガバナンスを研究することで、より理解を深められるのではないかと考えています。公共サービスを提供する組織は、税制などの優遇や、参入規制がある場合もありますし、人口減少社会で、公共サービスを持続的に提供していくことが、ある種、困難な局面も増えてくると思います。このような環境が効率的かつ効果的なガバナンスを必要としており、その視点から研究を行っています。

新公益信託制度について

ここまでの非営利組織モデル会計基準の説明でも言及しましたが、モデル会計基準はあくまでもモデルであり、現行の会計基準が改正されたり、新たに何かの会計処理を検討するときに参照していただき、役立つものです。最後に第一部で話がありました新公益信託制度について非営利組織モデル会計基準の視点から触れたいと思います。この制度は、先ほどの説明にありましたように、非常に大きな改革であって、日本の社会に与えるインパクトが期待できる制度ではないかと考えています。

この制度の特徴ですが、図22(次頁)右側に書いてありますが、公益信託の受託者は、信託会社だけでなく、公益法人や社会福祉法人や学校法人、株式会社も含まれ、多種の法人が関係する点にあると思います。

図22 新公益信託制度とモデル会計基準



多種の法人がこの信託を運営していく点では非営利組織モデル会計基準の法人の種類間で統一的な横串を刺す機能と親和性が高いのではないかと考えています。これから公益信託制度は詳細が詰まってくると思いますが、この過程で、非営利組織モデル会計基準が活用いただけるよう、対応していきたいと思っています。

少ない時間の中で駆け足での説明になりましたが、非営利組織モデル会計基準のイメージを掴んでいただければ幸いです。モデル会計基準も企業会計と同じで、いったんこれを作りましたが、これも成長、進化していくものだと思います。

我々としては、非営利組織モデル会計基準は、完成した基準ではなく、いろいろな改革の中で揉まれて、ますます成長し、皆様方のお役に立てるような会計基準に、さらに進化させていきたいと思っています。ぜひ皆様方からご忌憚のない意見を頂きながら、今後もしっかりと取り組んでいきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

次号では、パネルディスカッションについて紹介します。

※本セミナー又は、eラーニングを受講し単位付与された方は、CPD指定記事での単位付与対象にはならないため申告しないでください。



教材コード J 0 2 0 8 8 2

研修コード 2 1 0 6

履修単位 2 単位